

建設経済常任委員会

令和6年12月16日（月曜日）

建設経済常任委員会

令和6年12月16日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

議案第 9 号 旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 指定管理者の指定について

（旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園）

出席者（7名）

委員長	片桐文夫	副委員長	永井孝佳
委員	向後悦世	委員	宮澤芳雄
委員	井田孝	委員	戸村ひとみ
議長	飯嶋正利		

欠席委員（なし）

傍聴議員（3名）

議員	松本源太郎	議員	伊場哲也
議員	常世田正樹		

説明のため出席した者（14名）

副市長	飯島茂	商工観光課長	大八木利武
農水産課長	伊藤弘行	建設課長	齊藤孝一
都市整備課長	飯島和則	上下水道課長	多田一徳
農業委員会 事務局長	戸葉正和		
その他担当 職員	7名		

事務局職員出席者

事務局長

穴 澤 昭 和

事務局次長

黒 柳 雅 弘

副主幹

菅 晃

開会 午前10時 0分

○委員長（片桐文夫） おはようございます。

大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日、建設経済常任委員会に付託されました2議案、慎重審議よろしくお願ひしたいと
思います。なお、この会議が終わり次第、2か所の視察を行いますので、スムーズな進行
のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席委員は6名、委員会は成立いたしました。

それでは、建設経済常任委員会を開会いたします。

本日、飯嶋議長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

よろしくお願ひします。

飯嶋議長。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

連日、本当に冷え込みが厳しくなってきました、体をご自愛いただきながらよろしくお
願ひしたいと思います。

本日は、付託いたしました2議案について審査をいただくことになっております。どう
ぞ慎重なるご審議をお願いいたしまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただ
きたいと思います。

それでは、片桐委員長、よろしくお願ひいたします。

○委員長（片桐文夫） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して、飯島副市長よりご挨拶をお願いいたします。

飯島副市長。

○副市長（飯島 茂） 改めまして、おはようございます。

本日は、建設経済常任委員会の開催、大変お疲れさまでございます。

本日の委員会に審査をお願いいたします議案は、全部で2議案でございます。

その内訳でございますが、条例関係が1議案で、議案第9号、旭市下水道条例の一部を
改正する条例の制定について。それから、指定管理者の指定についてが1議案で、議案第

11 号、旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園についてでございます。

執行部といたしましては、委員の皆様からの質疑に対し、簡潔明瞭に答弁するよう努めてまいりますので、何とぞ、両議案可決くださいますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○委員長（片桐文夫） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（片桐文夫） ただいまから、本委員会に付託されました 2 議案の審査を行います。

初めに、議案第 9 号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第 9 号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。

よろしく願いいたします。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第 9 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

井田委員。

○委員（井田 孝） この新旧対照表による、「大腸菌群数」と「大腸菌数」の違いとか、単位が違うのか何が違うのか、その辺を少し教えていただきたいのと、「第 1 号に定める基準より厳しい排水基準が定められている場合」というのは、どういう場合があるのかを 2 点お聞きします。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対して答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 「大腸菌」と「大腸菌群数」ですが、大腸菌は、その名のとおり、大腸菌だけの菌でありまして、大腸菌群数といいますのは、大腸菌と大腸菌以外のほかの菌を含めたもので、大腸菌群というふうな形で呼んでおります。

現在、厚生労働省から環境省のほうに水質の関係は移りまして、環境省の定めたものよりも厳しい基準というのが、県のほうでの水域によりまして定められておりまして、県の

ほうの水域で、厳しい基準が定められているということになります。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） 基準が定められるのは、排水する地域によって、千葉県内でこの地域はさらに一層厳しい基準ですよとか、そういう考えということによろしいでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対して答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 地域につきましては、第1種、第2種というような形で分けられてはおりますけれども、旧江戸川河口から富津岬に至る陸岸の地先海域ですとか、第2種水域でいいますと、富津岬から洲崎灯台に至る陸岸の地先の海域というような形で分けられています。それ以外を第3種水域と、第1種と第2種以外を第3種水域という、3つに分かれています、県内につきましては。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） 第1種、第2種が厳しい基準で、第3種は厳しい基準ではないという考え方でよろしいということですか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対して答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） その水域ごとに、国の基準に上乗せした厳しい基準というようなものが設けられているような状況です。

○委員長（片桐文夫） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 今、井田委員の説明に関連、ちょっとしますが、この水質はどのように測定しているのか、年に何回測定するのか、それとも常時測定しているのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 大腸菌のほうの検査につきましては、週1回行っております。

○委員長（片桐文夫） 向後委員、よろしいですか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 水質基準の検査は大腸菌だけですか。

○委員長（片桐文夫） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 水質については、大腸菌だけではございません。検査している項目について、34 項目ございます。

○委員長（片桐文夫） 向後委員、よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第 9 号の質疑を終わります。

続いて、議案第 11 号について補足説明がありましたらお願いいたします。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 議案第 11 号、指定管理者の指定について補足説明を申し上げます。

本日、委員の皆様へ配付をさせていただきました審査基準表についてご説明をさせていただきます。

旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 4 条の第 1 号から第 4 号において、候補者選定の基準が定められていますが、それらを考慮し、飯岡刑部岬展望館及び上永井公園施設に合わせまして、本日お示ししました審査基準表を作成いたしました。

審査につきましては、去る 8 月 20 日に、市民の代表及び学識経験者等を含めた旭市指定管理者候補者選定委員会を開催し、応募者のプレゼンテーション及び委員による質疑を行い、その後、審査基準表に表記しました 6 項目に沿って審査をいたしました。

結果、当該施設の指定管理者として十分な実績や、施設の管理運営において、設置目的の達成に向けた理解がなされており、指定管理者としての業務遂行能力を有していることから、指定管理者候補者に選定することといたしました。

以上で、補足説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 担当課の説明は終わりました。

議案第 11 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 塚原緑地研究所になった場合、利用者の使い勝手は変わる部分はあるかを、お伺いいたします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 使い勝手のほうは、今現在とは変わりません。むしろ、自主事業等を展開することで、使い勝手といいますか、よりよい施設となっていくよう努力していただけたと思います。市としても、それを一緒にやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） ありがとうございます。

例えば、フラダンスのイベントとか、あとは芸術品の展示など、1週間展示するとかそういう場合とかの料金など、今までと違う場合などあるのでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 使用料につきましては、現在の使用料手数料条例に沿った形で、その範囲内でということになりますので、使用料については変わらないです。

あとは、管理者によって、多少下がることもあるかもしれませんが、その範囲内でということという予定でございます。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 1週間、例えば無料で使わせてもらったような団体もあったように感じるんですけども、そういったものも今後も可能なんでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 使用目的等に沿った形で、指定管理者のほうと協議をしていただく、その指定管理者もまた私どもに協議するということもあると思うんですけども、そういった中で対応させていただきたいと思います。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 県から移譲されない前は、管理料とか、県からいただいていたわけですが、そのときの大体の金額、また今度、民間委託するときの金額が一千百何十万円だったっけ、ちょっと数字を忘れてしまったけれども、その数字を正確に教えてください。

○委員長（片桐文夫） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 今回の指定管理料の参考基準価格としては、上限として、1,594万2,000円になります。

県の管理していた時代というのは、申し訳ありません、ちょっと今の段階では分からないんですけども、今現在、市が管理している状態での金額でもよろしいでしょうか。であれば、今の段階で、令和4年度、令和5年度の平均で、約1,700万円前後になります。

○委員長（片桐文夫） 向後委員。

○委員（向後悦世） 物価も人件費も変わっていると思いますが、旧町が管理していたときは、七、八百万円ではなかったですかね。そのところ、分かれば。

○委員長（片桐文夫） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 申し訳ございません。旧町時代の管理の金額等については、ごめんなさい、今ちょっとこちらで承知しておりませんので、申し訳ございません。

ただ、今現在必要な管理人の人件費であるとか、各施設の管理料、その辺を含めると、足し算をしますと、約1,700万円ということでございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 向後委員。

○委員（向後悦世） 人件費や物価も値上がっていると思いますし、管理の内容もだんだん、施設も補修したとはいえ傷んできたり何かしている部分もあったりなんかすると思いますので、上手に管理運営をしていただけるように指導をよろしくお願いいたしますと思います。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） では、数点お願いします。

現在、エレベーターというのはもう使用可になったんですかね。もし、使用可になっているのであれば、そのエレベーターの補修にかかった金額と、あと、指定管理者の管理になったあとのそういった補修関係、どんなふうになるのか。大きいところはもちろん市がやらなければいけないと思うんですけども、どういうふうになるのかを教えてください。

それとあと、別表2で審査基準表を出していただいております。これでや
っと審査ができるかなという感じなんです、この審査基準表の中にある項目で、1から
6まであるんですけれども、その中で、施設の管理に関する事項で、職員の配置計画、こ
れが、配点が全部5点になっているんですけれども、これは何で5点なのかなという、そ
この根拠をお願いしたいと思います。

と言いますのも、今本当に、圧倒的に人員不足というか働き手不足ということが、どこ
の業界でも起こっていると思います。そんな中で、あちらの管理にしても、人がいて初め
てあそこが活用できることであって、運営体制とか配置計画、ここが5点という、配点5
点というところが、今の世情、社会情勢、働き手不足のそういう状況の中でこの配点5点
というのがどういうことなのかなというのと、それから、この基準表を出していただいて、
配点のところまでは分かりました。

では、塚原さんのこの11人の審査員それぞれが10点持っていらして、11人で、それ
ぞれのところは何点であったのかということをお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） では、先にエレベーターの件からお答え申し上げます。

現在、エレベーターは使用できません。まだ直っていません。エレベーターについては、
ほぼ取り換えるような状態にしないと使えないという状況です。業者の話によると、エレ
ベーターについては、受注生産ということになります。

ということで、今現在、もし今、すぐ発注したとしても2年近くかかるというふうと言
われております。金額的にもかなり高額になりますので、予算をしっかりとやってからと
いうところで、現在、予算編成中でございますので、これ以上のことは申し上げられない
んですけれども、一応、予算のところを考えているというところでございます。

ということですので、指定管理、来年の春からというところになりますと、そこは当然
間に合わないということになりますので、そこまでは市のほうでしっかりと対応した中で、
そのあと、お任せするという形に今、考えているところでございます。エレベーターにつ
いては、すみません。

基準表のところで、施設の管理が配点の5点というところだったんですけれども、我々
とすれば、まず指定管理を受けようとする企業の経営方針であるとか、あとその施設を受
け持ったあとの将来展望であるとか運営に関するところというのを、重点的に考えまして、

そちらのほうの配点を10点とさせていただいたということで、職員の配置について、特にそこを特段下げたというところではなくて、通常の配点というところで考えております。

職員配置については、今、うちのほうで普通に委託をしているんですけれども、2名体制というところなんですけれども、そこについては、それを上回る人数を今のところ、想定しております。今度は管理するだけではなくて、自主事業等もございますので、よりサービスをアップさせるという意味でも、その職員配置については、考慮しているところでございます。

委員がご心配されている人手不足というところも、十分そこも考慮した中で、塚原さんのほうも対応してくださるというところでございますので、よろしくお願いいたします。

あと、すみません。点数につきましては、議案質疑の際、申し上げたんですけれども、こちら、それぞれの点数につきましては、総点数、総得点での公表というところでございますので、個々の点数につきましては、ご容赦いただければと思います。

よろしくお願いいたします。

1点ちょっと、漏れてました。指定管理後の修繕の関係でございます。一応、うちのほうは130万円というところで考えております。それ以上については、市のほうで対応するというところで考えておりますので、よろしくお願いいたします。失礼しました。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑は。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） この配点が、10点、10点とかという、これを見せていただいただけでは、じゃ、一体、塚原さんが、どこが強く、どこがこれからちょっと私たちは注視していかなければいけないのかなというようなことが分からないんですよ。

この審査委員さん、150点満点のうちのこの部門で、1なら1で、何点取ったかとかというのを委員会で公表することというのは、塚原さんの企業秘密とかそういうところに何か触れることなんですか、全く違うと思いますけれども。

私は、今までの経験上、指定管理者の指定のときの審査で、得点というんですか、配点ではなくて得点のほうも全部出してある資料で審査してきましたので、旭市ではないですよ。なので、ほかのところでは出せると思うんですけれども、なぜ旭市では出せないのかなという、それは何かに障ることがあるんですか。何か支障ありますか、この配点まで出ている、配点は出してもらって、これ物すごく大まかなことじゃないですか、項目に関しても。これ、塚原さんの何かに差し支えるようなことがありますかね。塚原さん以外

でもですよ。会社の何かに、企業秘密的なもので何かありますか。何かがあるんでしたら、それを教えてください。どこの項目がそういうことに影響するのかということを教えてほしいです。

あと、エレベーターに関しましてなんですけれども、どれくらいもう止まっていますか。私の知る限りでは、相当の期間止まっていると思うんですけれども、その間になぜ手を打たなかったのかということのをちょっと教えてほしいです。指定管理に出そうなんていう計画があるにもかかわらず、エレベーターの補修をしてこなかった、全部を替えなければいけないというのだったら、それに対しての取り組みをなぜしてこなかったのかなということ、非常に私は不思議だと思うんですよ。

ご存じのように、あちら、エレベーターがないと高齢者は絶対に上まで上がりませんよ。あの階段、物すごい長い階段を上がっていかなければいけないわけですから、あの中のでせん階段にしても、らせんですから相当な階段数ございますし、それを今まで放っておいたということが、どういう理由で放っておいたのかなということがあるんですよ。

いわゆる質疑のときも、ほかの議員からも出ましたけれども、あそこの飯岡灯台というのが、本当に旭市の唯一無二といったらあれですけれども、観光地であります。そこにさらにたくさんの方が来てほしいというようなことで指定管理にもするわけですし、いろんなイベントとかを自主事業としてやってくださるような方を選ぼうということで、この指定管理の議案が上がってきているわけじゃないですか。

それが、その手前の段階で、市としてさらにたくさんの人に来てほしいというような、そういう考えというんですか、それが全く見られない。エレベーターをそのままにしてい、そのところがどういう考えだったのかなというのを聞きたいです。もう指定管理者に渡される前に、発注は、私はするべきだと思います。補正でも何でも組んで、発注されるべきだと思います。どれだけの金額がかかるか分かりませんが、それもちょうと設計していただいて、指定管理としてやってくださいというその施設を渡す前に、きちんとしたことはやられるべきだと思いますよ、私、市として。それが市の姿勢だと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） まず、配点の詳細でございますけれども、こちらのほう、私のほう、お話しできないと言ったのが、情報公開条例の中の不開示情報ということで、

情報公開条例の第12条の第3号にございます、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるもの。」というところに当たるという判断でございました。

その項目ごとの点数がもし明らかにされることで、これ以降の塚原さんがまた別の場所の指定管理等を受けるというような形でやった際に、こういう点が弱いとかいうところがあることが表に出ると、その事業運営上の支障になるだろうという判断でございました。これは、次点の業者についても同様の判断でございました。

あと、エレベーターについてですけれども、エレベーターについては、昨年度以前に関しては、都度都度、修繕は行っておりました。その都度、回復はしておりましたけれども、本年に入って、数十万円単位の修繕でやっておりました。

ただ今般、動かなくなった時点で業者に見てもらったところ、制御盤のほうの配線がかなり複雑な配線なんですけれども、そのどこがもうおかしいのかというところももう、特定が難しいと。それは、既にエレベーターがついて20年経つという中で、かなり老朽化しているというところで、特定することが結構難しいよという話でございました。

ただ、場当たりの復旧はできるけれども、もしその場当たりの修繕でまた動かした際に、お客様が中に入っているときに何か事が起きてしまったりとか、もし閉じ込めがあったりとか、誤作動で動いてしまったりとかした場合、お客様に大変危険な思いをさせてしまうというところと、もし復旧させるにしても、業者がこちらに来るまでにやはり数時間程度の時間がかかるというところも考えまして、私どものほうで運転をさせないという状況にしております。これは今年に入ってからのございます。

それから、エレベーターの修繕についてどういう方法がいいのかというところを、うちのほうで検討しました。というところで、最終的に示されたのが、ほぼ総取っかえのような状態にするのが一番いいというところでしたので、参考の見積り等を取ったところ、数千万円単位のお金がかかるというところでしたので、とても補正とかそういうもので対応するということではなく、改めて、まず設計を行ってそれから工事を行うという形で、予定といいますか、計画のほうをしているところでございます。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員、よろしいですか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 今、課長、答弁の中で、会社の、塚原さんの運営上の地位が損なわ

れるようなことになるというような、それは情報公開条例の中のあれに適用しませんよ、全然。こういう点が弱いというのが分かってしまうと、塚原さんの今後のためによくないって、ちょっと待ってくださいよ。私たちは、市民に不利益が被らないかどうかということを審議しなければいけないんですよ。塚原さんのための審議ではないですよ。塚原さんの今後の会社の運営のために私たちは審議をするんですか。全く違うじゃないですか。

こういう点が弱いというのが分かったら、それはそれで、私たちはそこを突っ込まなければいけないんじゃないですか。私たちそれは、議員の仕事ですよ。こんなところが弱いところの会社に、市民の血税を使った指定管理の管理のあれを任せていいのかということになるわけじゃないですか。言っていられちゃうことが、全く塚原さん側に立っていられちゃいます、課長。市民側ではないですよ。市民が不利益を被りますよ、こういう点が弱いというところを私たちが見逃すと。

人が配置できないというのを見逃してしまえば、あそこが閉まることにもなるわけですよ、今現在、2人でやっている。でもその2人も手当てができないとなったときに、そこは閉まってしまうわけですよ。これは全く、市民の不利益ですよ。ちょっと、課長が言っていられちゃうことは塚原さん側に立っていますね。

情報公開のあれには、抵触しません。この得点が何点かというのは、全く会社の情報ではないですよ。これ、見てください、項目1から6まで。ここの得点が何点だったかというのを会社の何かに引っかかりますか、何回も言っていますけれども。会社の情報として、何になりますか。物すごく当たり前のことを書いてあるだけではないですか。

ちょっと私、議事録、ちゃんと取ってあると思いますので、課長の答弁をきちんと議事録から精査させていただいて、これが本当に市民側に立っていない答弁、これは市側の答弁と受け止めます。

こういう点が弱いというのが分かったときに、塚原さんが次の指定管理か何かのときに、手を挙げられたときに、それが不利益になるというふうにおっしゃいました。きちんとこれ、議事録を取らせていただきますが、私たちは、市側もそうですけれども、当局側もそうですけれども、私たち議員は、市民の利益ですよ、追求するのは市民の利益。指定管理者の、業者の利益ではありません。

願わくば、本当にベストは、指定管理者の業者の利益と市民の利益が合致する、それで、運営がうまくいくという、そのところのために私たちは審議しているわけじゃないですか。納得できないです。

あと、エレベーターのことも。エレベーターのほうは、細かいところの修理というのをさんざんやってきたというようなことだと思うんですけども、そうしましたら、県から移管されたときに、条項の中にどういうのがあったのかというのをちょっと確認していただきたいんですけども、これはもう経年劣化やら何やらであつたら、そのところでちょっと県に補償していただくようなことができないのかどうかというのを、ある程度の部分持っていただけないのかというのを確認します。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 先に、エレベーターの件をお答え申し上げます。

県から移管されたときは、移管される前に外周部とかいろんな場所、おかしいところを県と確認をしながら補修を行った上で移管を受けております。その時点で、エレベーターの不具合はございませんでした。

今回の件で、県のほうに問合せをさせていただきましたが、もう移管されているところで、県のほうとして対応するのは難しいという返事でございました。

それと、私のほうで先ほどこちよと言葉が足りなかったんですけども、劣っているところではなくて、これは議案質疑のときもご回答させていただいたんですが、今回の採点、基準点というところで、10点配点のところについては6点、5点のところについては3点というところを基準点にして審査をしました。

全ての項目において基準点は上回っておりましてので、まずそこは塚原さんも、次点のほうの業者についても、これをクリアはしていたというところがございますので、弱いというところが適切かどうか分からないんですけども、全て基準点は超えていたというところがございますので、よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員、よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

宮澤委員。

○委員（宮澤芳雄） 先に確認させてください。

これは、審査をしたのは2者ですよ。全てが基準点に達していたということですので、細かい内容はともかくとして、これ、やはり戸村委員と私も同じなんですけれども、全て市民のための指定管理ですから、この業者、塚原緑地研究所を選定されたのはいいです。されたあと、市が一番期待をしているところというのはどの部分でしょうか。

○委員長（片桐文夫） 宮澤委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 今回、応募していただいた２者については、もちろん基準点を超えていたというところなんですけれども、指定管理者の候補者になった塚原緑地研究所につきましては、過去において、県内でも 31 か所程度の指定管理等の実績があるというところでもございます。

また、公園であるとかアウトドア施設とか、そういった運動施設といった多岐にわたる施設のほうを管理しているというような実績もございます。そういったところで、例えば、飲食であるとかイベントであるとか、プロモーションであるとかそういった経験もございますので、そういう豊富な運営ノウハウを有しているというところが、我々としては、市で足りないというところもあると思いますので、そういうところを、知恵を貸していただきたいなと、そういうところを期待したいなというふうに考えております。

よろしくをお願いします。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はございませんか。

向後委員。

○委員（向後悦世） すみません、もう 1 点だけ。

これから、展望館が一番にぎわう時期、初日の出、ああいうときはもう、事前から大みそかからだんだん人が集まってきて、もう深夜でも満杯状態になっているような状態だと思います。

そういう中で、指定管理者はそういう場合、常駐して残っているのか、また、時間から時間で帰ってしまうのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 向後委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 例えば、初日の出で、初日の出を見る会とかといった、例えばそういうイベントを管理者のほうが自主事業として企画をすれば、当然、その時間はあくような形になると思います。

もちろん、これから観光の拠点として期待する施設でございますので、初日の出であるとか例えば夕日で写真を撮るとかという、そういういろんなイベントが想定されると思います。

そういったところは、条例に定める期間、時間を、例えば超えたとしても、その指定管

理者のほうで対応をするということで、そういう企画を期待したいなというふうに思っておりますし、我々としても要望していきたいと思っております。

○委員長（片桐文夫） よろしいですか。

向後委員。

○委員（向後悦世） ぜひ、そういう、うまく交渉を進めていただいて、地域発展のために、また旭市民がやっぱり雇用をあまり損なわないように、元々は展望館だって旭市民が管理や何かも頼まれて運営していたので、旭市の市民がなるだけ稼げるような指定管理者との交渉もよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。答弁はいいです。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

井田委員。

○委員（井田 孝） 1点だけ、この選定経過についてお聞きしたいんですが、6月1日に募集要項の公表をされて、申請書の受付が6月28日というのは、この日までに申請書類一式をこの期間でそろえて提出するということでよろしいでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） そういふこととございます。その間に、6月12日に施設案内会を実施して、そこで希望する会社の皆さんにお集まりいただいて、またそこで説明を行ったりして現地を見ていただいて、それから書類を整えていただいたという形です。

○委員長（片桐文夫） 井田委員。

○委員（井田 孝） 6月12日から28日までの期間で現場説明会みたいなものを行って、この施設に対してうちはこういうふうなものをメインでやっていくとか、そのプロポーザル的なものを出すと思うんですが、一般的にこのくらいの期間、自分はちょっと短いと思うんですが、期間的には一般的にこういうスケジュール感でいくんでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 井田委員の質疑に対して答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（大八木利武） 実はこの前に、令和5年度の12月にサウンディング型調査を行っております。そういうところで参加された事業者もおられます。ほぼ、多少入れ替わりはあるんですけども、ほぼイコールの状態、その時点から希望する、今回申請をした事業者については、そういうところは参加をされているというところで、そういう時

点からある程度検討されているのかなと思います。

ですから、我々のこのスケジュール感については、ほぼと言いますか、今までの例も参考にしながら設定をしましたので、このスケジュールでも可能であるという判断で、計画をいたしました。

○委員長（片桐文夫） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第 11 号の質疑を終わります。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） すみません。議案第 9 号のほうでの質疑に対しまして、ちょっと訂正のほうをさせていただきたいと思います。

初めに、井田委員から 1 回目の質疑の中で、私のほうで、厚生労働省から環境省へという回答をいたしましたが、厚生労働省は現在、下水道のほうに関しましては関係ございませんでした。

それから、向後委員の水質検査の項目数でございますが、回答の中で 34 項目とお答えしましたが、37 項目ですので、すみません、訂正のほうをお願いいたします。失礼いたしました。

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第 11 号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（片桐文夫） これより、討論を省略して議案の採決をいたします。

議案第 9 号、旭市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、指定管理者の指定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 賛成多数。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議
ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） ご異議ないようですので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前 10 時 45 分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会建設経済常任委員会委員長 片 桐 文 夫